豊丘村障害者活躍推進計画

機関名	豊丘村(村長部局)
任命権者	豊丘村長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
豊丘村(村長部局) における障害者雇用 に関する課題	豊丘村においては、豊丘村教育委員会との特例認定により、両機関
	を合算して障害者任免状況通報を行っている。
	令和元年6月1日現在で障害者の実雇用率は1.68%であり、法定雇
	用率2.5%を満たしていない。また、令和3年4月には、地方自治体の
	法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。
	そのため、令和2年度以降、当村においては、障害者の積極的な採
	用を検討する必要がある。
	本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場
	づくりに取り組んでいくことが大切である。
目標	
① 採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6
	月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。また、在籍する障害者任
	用数が前年度を下回らないことも目標とする。
	【評価方法】
	毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。
	【評価方法】
	毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、障害を持つ職員の定
	着状況を把握し、適切な人事管理を行うものとする。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進 する体制整備	〇 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
	〇 組織内の人的サポート体制(障害者職業生活相談員に総務係長を選任
	及び相談窓口を総務課へ設置)を整備するとともに、組織外の関係機
	関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間
	において情報を共有する。
	○ 障害者職業生活相談員に選任された者について、長野労働局が開催
	する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるよう努める。
	〇 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるた
	め、定期的に更新を行う。

② 障害者の活躍の基本 となる職務の選定・ 創出	○ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担な
	く遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
	○ 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチング
713111	ができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に
障害者の活躍を推進 するための環境整 備・人事管理	対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏り
	対しては、必要な配慮等の自無を記握するとことで、その相来を超
	○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能
	な範囲内において適切に実施するものとする。
	○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられ
	ること」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	○ 中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった職員)が
	 生じた場合、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の
	 整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成などの取組を行う。
その他	〇 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切
	な支援、配慮に努める。
L	